

旭市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成21年12月28日

旭市監査委員 木 村 哲 三

旭市監査委員 林 正 一 郎

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成２１年度財政援助団体等監査

措置を講じた部署	商工会及び商工観光課
監査結果提出日	平成２１年１２月　７日
措置通知日	平成２１年１２月　９日（商工会） 平成２１年１２月１１日（商工観光課）
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容
(1)　旭市商店街振興事業補助金の交付にあたり、商品券発行事業においては、商工会及び商工観光課としての指導管理の徹底に努められたい。	(1)（商工会）旭市商店街振興事業補助金による商品券発行事業においては、市と連携し、旭市商業振興連合会の事務執行が適正に行われるよう努めます。ついては、「旭市共通商品券」事業約款並びに顧客対応&加盟店マニュアルが遵守されているか確認するほか、事業年度終了後、報告を求め、事務面、運営面について十分精査を行い、適正運営ができるよう指導して参ります。 （商工観光課）旭市商店街振興事業補助金による商品券発行事業においては、関係機関との連携を密にし、発行団体および運営方法等の指導を徹底し、公平性信頼性が保たれる事務執行ができるよう努めて参ります。また地域経済にも、より効果的な事業となるよう検討、見直しを進めていきます。